

王圭会会則

第1章 総則

(名称・目的)

第1条 本会は名称を岩手医科大学第二内科 王圭会とし、会員相互の親睦、学識の向上を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 本会会員は、岩手医科大学医学部旧内科学第二講座、内科学講座循環器内科分野及び同腎・高血圧内科分野に在籍した者、並びに在籍中の者とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、岩手医科大学医学部内科学講座循環器内科分野におく。

(所在地)

第4条 本会の所在地を次のとおりとする。
岩手県紫波郡矢巾町医大通2丁目1番1号におく。

(事業)

第5条 本会は事業として次のことを行う。

- イ、会員名簿の発行
- ロ、会誌の発行
- ハ、本会の必要と認める事項

第2章 役員

(役員の種類)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

- ①会長は会を代表して会務を総括する。
- ②会長は教室外の会員より総会において選出する。
- ③会長が退任、もしくは任務遂行が不可能な時は、会長代行をおくことができ、幹事会において副会長より選出する。

(2) 副会長 2名

副会長は、総会の承認を経て会長がこれを委嘱して会務遂行にあてる。

(3) 名誉会長 2名

内科学講座循環器内科分野及び腎・高血圧内科分野の担当主任教授を名誉会長に推薦する。

(4) 顧問 若干名

- ①名誉会長が退職したるときは顧問を委嘱する。
- ②本会に功労があった会員に顧問を委嘱することができる。

(5) 学外幹事 若干名

(6) 学内幹事 若干名

幹事は、教室内並びに教室外より総会の承認を経て会長がこれを委嘱して会務遂行にあてる。

(7) 会計 1名

① 会計は会の会計事務を処理する

② 会計は事務局のおかれる医局の医局長が行う。

(8) 会計監査 2名

① 会計監査は会の会計事務を監査する。

② 会計監査は、総会において推薦し会長が委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員並びに支部世話人の任期は2年とし、再任することが出来る。

第3章 総会

(総会の種類)

第8条 総会は定例総会および臨時総会とする。

2 定例総会は原則として年1回とする。

3 会長が必要と認めるとき、会員の要求がある時は役員会の承認を経て、臨時総会を開催することができる。

4 災害等やむを得ない事情により、総会を開くことができない場合には、役員会の議決をもってこれにかえることができる。

(総会の招集)

第9条 総会は会長が招集する。

(総会の議決)

第10条 総会の決議は出席者の過半数をもって決する。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第11条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は第5条で定める役員をもって構成する。

(役員会の招集)

第12条 役員会は必要の都度開催することが出来る。

(役員会の議決)

第13条 役員会の決議は出席者の過半数をもって決する。

2 役員会は役員全員の同意がある場合に限り書面による議決ができる。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は会費及び寄附金をもってこれにあてる。

(会費)

第15条 会費の額は総会で決定する。但し、役員会が必要と認めた場合は臨時費を徴収することができる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第18条 年1回総会で会計報告をして承認を得る。

第6章 支部設置

(支部設置)

第19条 会員多数在住の地には役員会の承認を経て支部をおくことができる。

2 支部には支部世話人をおくことができる。支部世話人は支部会員の推薦により会長が委嘱する。

2008年7月改定

2012年7月改定

2018年7月改定

2020年7月改定